

こととされているので、留意する。

- ロ 申告文が記載された商業上の文書の貨物と輸入貨物が一致すること。
- ハ 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第 61 条第 5 項に定める有効期間内のものであること。

(原産品申告書の必要的要件及び様式)

68-5-11 の 3

- (1) 本節において、原産品申告書とはオーストラリア協定第 3・16 条に基づく原産地証明文書をいう。
- (2) 令第 36 条の 3 第 3 項 (令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ (2) の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68-5-2 に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA 税率を適用することはできないことに留意する。
 - イ オーストラリア協定附属書 3 に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。
 - (イ) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。
 - (ロ) 原産品申告書を作成した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、原産品申告書 (C-5292) においては「5. その他の特記事項」欄の「 第三国インボイス」に、(C-5292-3) においては「5. Other」欄の「 Non-party invoice」にチェックが付されているとともに、当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとする。
 - ロ 原産品申告書に記載されている産品と輸入貨物とが一致すること。
 - ハ 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第 61 条第 5 項に定める有効期間内のものであること。
- ニ 原産品申告書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該原産品申告書に 2 以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。

(原産品であることを明らかにする書類の取扱い)

68-5-11 の 4

- (1) 本節において、原産品であることを明らかにする書類 (以下この項において「その他の書類」という。) とは、オーストラリア協定第 3・17 条 2 (C) に規定する原産品であることを示す他の証拠であって、令第 36 条の 3 第 3 項 (令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ (2) の規定により税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、原産品申告書において申告された産品